

次世代ネットワーク型多目的カメラのプライバシー保護研究専門委員会議事録（案）	
会議名	第4回次世代ネットワーク型多目的カメラのプライバシー保護研究専門委員会
日程	2016年1月27日（木）16:15～18:15
場所	産業技術大学院大学 265 会議室
出席者 （敬称略）	計 29 名
配布資料	PIA20160127-001 第3回議事録案 PIA20160127-002 第4回次世代ネットワーク型多目的カメラのプライバシー保護研究専門委員会の開催 PIA20160127-003 次世代ネットワーク型監視カメラのプライバシー保護研究専門委員会 PIA20160127-004 次世代ネットワーク多目的カメラシステムのPIA実施体制 PIA20160127-005 ネットワーク型多目的利用カメラシステムガイドラインの検討 PIA20160127-006 次世代ネットワーク型多目的カメラシステムの改正個人情報保護法への適用検討 PIA20160127-007-1 評価シート作成のポイント PIA20160127-007-2 プライバシー影響評価マニュアル <その他> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「警察向けウェアラブルカメラ」の日経新聞の記事 ・ 前回の木島様のご質問事項回答
No	議事詳細
1	◆ 次世代ネットワーク型監視カメラのプライバシー保護専門研究委員会（瀬戸） <ol style="list-style-type: none"> 1. アジェンダ 2. スケジュール 3. ネットワーク型多目的カメラエコシステム 4. プロジェクト推進 5. 監視カメラ設置運用ガイドライン

No	議事詳細
	<p>6. 前回の議事録確認 <承認された></p> <p>7. その他</p> <p> メーリングリストの手違いがあり、一部のメンバーに対し本日の資料に未配布がありました。後で、今回の資料を配信させていただきます。</p>
2	<p>◆次世代ネットワーク型多目的カメラシステムの改正個人情報保護法への適用検（ ）</p> <p>上記の説明後に下記の質疑応答があった。</p> <p>瀬戸：技術的なシナリオベースでは、今後、ネットワーク型多目的カメラが一般的になると考える。また、現在では、固定式カメラだったものが移動式カメラに変化したり、デジタルサイネージのようにリアルタイムでデータをフィードバックしたり、更に改正個人情報保護法の匿名加工情報にすることにより、防犯カメラでは禁止されていたデータの第三者提供が開かれつつある。現在、多目的カメラに使われている機能・技術が、法的（改正個人情報保護法の法的な範囲）に問題があるかを検討した。当然、憲法、民法、刑法、プライバシー等の問題も存在するが、今回対象から外して検討を行った（裁判のジャッジの領域）。今回は、改正個人情報保護法で規定された個人情報、要配慮個人情報（プライバシーに相当）の範囲で分析を行った。</p> <p> ：まず、今回想定した多目的カメラの機能・技術が、改正個人情報保護法のどの条項に抵触するかをマッピングして、分析しました。結論としては、今回検討した、多目的カメラの機能・技術で、基本的に抵触（改正個人情報保護法）する部分はありませんでした。</p> <p> ：匿名加工情報の加工基準について課題があるかもしれません。</p> <p>瀬戸：今日の新聞で、匿名加工情報の取り扱いについての政令に関する記事が出ていました。</p> <p>意見：まだ、政令まではいっていないが、ガイドラインが6月くらいに出るのだと思う。</p> <p>瀬戸：政令、省令等が出たとしても、一番の問題は、市民との合意形成が得られるのか、どうかになる。憲法 13,14 条、民法 709、725 条などの法令で、システム運営者、設置者が訴訟問題になる場合があるので、その場合、リスク評価をしっかりと必要性と、住民に対しての説明責任が必要なのではないかと考えている。</p> <p> ：PIA は、システム構築前に実施して、説明責任を果たさなければならない。</p> <p>瀬戸：法律的（改正個人情報保護法）にはクリアしているが、どうしてもグレーゾーン（民法、刑法なども含め）も残るので、住民への説明責任においては、PIA が有効な手段であることが結論である。</p> <p>質問：例外事項の部分で質問ですが、昔、県の防災システムの仕事をしていましたが、3.11 の事案の時に、住民の無事を確認する目的で、県の設置している防犯・防災カメラを使用しようかと考えました。このケースは、例外事項の扱いになるのでしょうか。あと住民に対して、個人の顔情報が公開される場合がある旨の PIA をしっかり実施すれば、実施は可能となりますでしょうか。現状では県の職員の方たちは、プライバシー問題が起きないか心配されております。</p> <p> ：防災目的の場合は、生命に関わることで、例外事項の対象になっている事例があるので</p>

No	議事詳細
	<p>すが、システムを構築する際、ただ各省庁のガイドラインを遵守して構築したと説明するよりかは、第三者にも合意形成をしている PIA を実施して構築していると説明した方が、後からの説明責任には有効ではないかと思えます。</p> <p>質問：PIA を実施して、県のホームページに PIA 実施の旨を記載しておけば、住民に対しての説明責任にはなりますかね。</p> <p>瀬戸：今年の正月の日経新聞の記事で、EU 一般データ保護規則が施行され、2 年以内に実施されるのですが、罰則規定が厳しいものとなっています。連結の売上の 4%、上限 24 億円の罰則になっています。セキュリティは 100%ということはないので、もし情報漏洩した場合、事前に PIA などの適正な安全管理措置をやっている場合と、やっていない場合では、訴訟の際、賠償金額に差が出るので、事前に PIA を実施しなければならない状況になってきています。国内でも、ある程度のデータの利活用ができる方向にっていますが、運営者や、ベンダーがしっかり管理していても、どうしても情報漏洩はおきるので、PIA を実施して透明性とか説明責任をしっかり実施する必要があります。</p> <p>瀬戸：先ほど紙で配布した新聞記事ですが、ネットワークカメラの情報漏洩の事例等を紹介しています。今年度は具体的な監視カメラのプライバシーリスクについての検討をしていなかったもので、次年度は検討したい。ネットワーク型カメラは、利便性も向上するが、このような情報漏洩問題も同時に起きてくる。監視カメラは、リアルとサイバーが付きまといまいます。サイバーは人の問題ですので、適正な事前のリスク評価、安全管理措置が必要になります。また、ガイドラインを PIA ガイドラインと並行して整備しないといけないと思えます。</p> <p>質問：今回のプレゼンでは、改正個人情報保護法と照らし合わせると、法的にはクリアしているのを確認していただいた感じでしょうか。</p> <p>瀬戸：匿名化に関する省令、政令とか出てこない、わからない面もあるが、出来る方向にある。</p> <p>質問：例えば、マーケティング目的に使うカメラシステムに対して、けしからんという人に対して、改正個人情報保護法はクリアしているといえるのでしょうか。</p> <p>瀬戸：ただ、いくら個人情報保護法はクリアしていても 民法 709 条や肖像権や、人権などの別の法律で訴えられる可能性はあるので、そこでもし裁判になった場合、ある程度の理論武装が必要で、やっている事の透明化を図る事と、出来る事は全てやっている旨の説明責任しなければならない。</p> <p>質問：その為に、PIA の実施や、ホームページで公表したり、第三者機関の承認だったり、説明責任になるのですよね。</p> <p>瀬戸：PIA を実施することで、ゼロにはならないが、プライバシーリスクが下がってくる。</p> <p>意見：個人情報保護法と改正個人情報保護法の違いを理解していないといけないですね。</p> <p>瀬戸：日本以外の海外では、PIA が常識になりつつある。EU では PIA を行う事は常識となってきている。アメリカはまだ、それ程でもありませんが実施する方向性になっている。APEC</p>

No	議事詳細
	<p>でも PIA を行う方向性になっている。例えばオリンピックで、海外の人が日本に来た時、日本の監視カメラは技術が発達しているが、果たしてどのくらいプライバシーの確保がされているのか心配になりますので、PIA が必要になってくる。</p>
3	<p>◆ネットワーク型多目的利用カメラシステムガイドラインの検討（ ）</p> <p>上記の説明後に下記の質疑応答があった。</p> <p>意見：PIA も P マークのようにマークのデザインがあれば良いと思います。例えばシールをカメラに貼ったり、認定番号を付けたりする方が、情報公開するのには良いと考えます。</p> <p>瀬戸：ガイドラインをこれより詳細にするか迷ったのですが、やめることにしました。我々の本来の目的は、PIA のリスク評価の部分ですので。ガイドラインは要点を検討するのに止めましたで。</p> <p>質問：旧バージョンとは。</p> <p>瀬戸：ここで、旧バージョンと言っているのは現在の、条例、ガイドラインになります。</p> <p>質問：第三者提供のところは、提供を明記する感じになりますか。</p> <p>瀬戸：第三者提供は、現状のガイドラインや条例も、禁止になっている。昔はカメラの設置者が主体でしたが、これからは、設置者、データ保管者、データ処理者と責任者が違ってくる可能性がある。責任部署が変わってくる。</p> <p>質問：第三者提供ではなく、責任者が変わるケースがありますか。</p> <p>瀬戸：設置者、データ保管者、データ処理者と責任者が違ってくる可能性がある。責任部署が変わってくるケースは出てくると思います。</p> <p>意見：カメラのサービスでベンチャー企業が、ユーザーにカメラ 1 台当たり、2 週間でいくらかというクラウドサービスを始めたが、データセンターの場所がわからないケースがある。</p> <p>意見：データセンターが外国にある場合があるのと、データセンターが相互バックアップしている。</p> <p>瀬戸：外国に置くことがプライバシーリスク評価をするうえで、適正かどうか問題がある。</p> <p>意見：仮に PIA マークのシールがあるとすれば、シールはどこに貼るのかな。カメラではなくデータセンター。</p> <p>意見：責任者が曖昧ですね。</p> <p>意見：改正個人情報保護法でも、カメラの設置者の業界の主務大臣が監督では。</p> <p>瀬戸：今後、第三者提供の機会は増えます。</p> <p>質問：今は、給与計算を下請けに依頼するケースがあるけど、あれは委託契約？</p> <p>意見：委託契約ですね。</p> <p>質問：カメラのクラウドサービスも委託では？カメラの設置者とデータの保管者が違う場合は委託では。</p> <p>瀬戸：委託の場合と、それ以外もあると思います。</p> <p>質問：やはり責任者が、異なるケースはありますか。</p>

No	議事詳細
	<p>瀬戸：可能性があると思います。</p> <p>瀬戸：現状のガイドラインは、リスク評価の義務づけがない。システム構築時、新たな処理時、運用のリスク評価が必要である。苦情については、設置者と、認定個人情報保護団体が、窓口となる。ガイドラインはもう少し検討して作成したい。カメラや法律の専門家を交えて作成したいと考えています。</p> <p>意見：多くの消費者が浮かぶ疑問だと思いますが、今までは、天井に付けることを「設置」、データを保管することを「運用」と呼びガイドラインを作っていたが、それはあくまでも、防犯・防災目的の話だったのですが、これからは1台のカメラで、何に使われるか、わからない（複数のサービスで使用される）時代に入るといことですので、今の議論では、想像もつかないサービスやビジネスが次々と浮かんで来ることが予想されるので、どこまで網羅するのは難しい議論ですが、カメラ一台に対して、そこに付く機能やサービスの数だけ、リスク評価が必要だという記載をガイドラインの一番最初に記載した方が良いと思います。当然あまりにも変化しすぎて、違いすぎる場合は、ガイドラインの改定は必要になると思います。</p> <p>瀬戸：防犯の場合は許容範囲に問題がないのですが、マーケティング目的の場合は、利用目的の明記が必要になるし、そのデータはどこで処理されて、どこに保管され、どの程度個人情報が露出するのかなどの、リスクを評価する必要がある。</p> <p>意見：例えば、コンビニのセブンイレブンは世界にあります、カメラの情報等が、アメリカと日本は比較的規制が緩いので情報を相互に利用できるが、EUの情報は流す事が出来ない等になるのですかね。</p> <p>意見：非常に複雑な話なんだという事を、ガイドラインの一番最初に記載することが重要と考えます。</p> <p>意見：今グローバルな時代なので、データセンターが変な所で、相互バックアップしているので、変な所から漏洩するケースがある。例えば実例をあげるとアメリカのソニーで情報漏洩があったのですが、ソニーのバイオを使っていて、ユーザー情報を登録していたのですが、なんと自分の情報が漏れていました。これからもこのようなケースは起きると考えられます。実際どこに訴えて良いのか困っているのと、問題が起きた場合、法律家が日米で、戦うことは出来るのか疑問ですね。多分そんな事になってくるのだと思います。</p> <p>瀬戸：この部分は検討する事が多いので、しっかりと検討が必要になると思います。設置のリスク評価、運用的なリスク評価と両方必要になってくると考えています。ネットワーク化は、高度利用と、同時に高度リスクと、となり合わせなので、リスク評価をする必要がある。</p> <p>意見：例えば、PIA ユニーク番号とかで検索すると、このカメラは、30種類くらい認証の取得をしているなどの確認出来る仕組みが必要ですね。このくらい行わないと本当に情報公開しているのか疑問を持たれますよね。</p> <p>意見：認証番号もらっていれば、認証機関が見れる仕掛けになっていけばクリアなのは。</p> <p>意見：この問題はどうやって運営すれば良いか難しいですね。</p>

No	議事詳細
	<p>意見：瀬戸先生が PIA の仕組みとかを立ち上げてはもえませんかね。</p> <p>瀬戸：公的機関の利用は、第三者適合評価が出来るが、民間は産業界の意見を聞かないと難しい。民間でも、医療機関や金融機関は、第三者評価ではなく自主的なリスク評価に行っている業界もある。</p> <p>質問：先程の話に戻りますが、責任者が複数になる可能性があるとのことでしたが、やはり誰が責任者なのか分からない部分がありますが、改正個人情報保護法の趣旨では、情報を取得する者が一番の責任者になっていると思いますが、管理責任者の明記の部分は複数記載することになりますか。</p> <p>瀬戸：この辺りは、あくまでも案ベースではあります。これから検討が必要かと思います。これは難しい問題だと思います。</p> <p>意見：情報取得者が一番の管理責任者になりますかね。</p> <p>意見：ベネッセの場合も、データ処理者ではなく情報取得者が一番叩かれたと思います。</p> <p>瀬戸：ですから、どのような問題が起きるかを一回実証しないといけないと思います。今回のような複雑なケースは、オリンピックの機会以外、やるチャンスはないと思います。次年度以降に実証が出来ればと思います。一つ一つがかなり深い問題なので、今後、法律家、カメラの専門家に入ってもらって検討していきたいと思います。方向性としては、こんなところを検討することでよろしいでしょうか。</p> <p>意見：議論で発散する事は悪いと感じませんが、もう少し対象を絞った方が良いと思います。ポイントを絞らないと落とし所がないので、上にも下にも横にもいけないと思います。あまり対象は広げない方が良いのかと思います。オリンピックの事を考えれば、防犯目的がベースではあるのだと思いますが。</p> <p>質問：最終的な評価の部分は管理責任者や設置者が自主評価をするのか、それとも第三者機関が評価するのかがとなりますが、やはり、第三者機関が評価しないとあまり意味がないのではと感じます。</p> <p>瀬戸：その話はこの後の議題になります。</p>
4	<p>◆ 次世代ネットワーク多目的カメラシステムの PIA 実施体制 ()</p> <p>◆ プライバシー影響評価マニュアル</p> <p>◆ 評価シート作成のポイント</p> <p>上記の説明後に下記の質疑応答があった。</p> <p>瀬戸：この PIA マニュアルは 10 ケースくらい実績がありますので、この PIA マニュアルでうまくいくと思います。</p> <p>質問：第三者機関のところは、質問したくなりますが。あれは客側なのか、メーカーなのか、利用者側なのか。</p> <p>瀬戸：番号法は、完全な独立した機関（個人情報保護委員会）だし、民間の場合は、諸外国でも、プライバシーコミッショナーの形で完全に独立した組織でやっている。民間の場合は組織</p>

No	議事詳細
	<p>内の中に入ってしまった。組織内で CPO を設置して、お客様情報を守る立場で設計することになっている。CC 認証とか ISMS みたいに第三者適合評価みたいなことはやっていませんね。もしやるとすれば、ネットワークカメラは CC 認証を取るとかになってくる。そうすると二重、三重に適合性評価を掛けるとコストだけ掛かるので、PIA のリスク評価はあくまでもアセスメントなので、あまり費用をかけない方が良いと考えています。あるいはデータをいただいて処理する場合は ISMS。システムの部分の IP カメラは CC 認証など第三者適合評価をして、PIA の部分はグローバルスタンダードに合わせて、現状のフレームワークで良いと思います。どうなるかは業界ごとで、検討していくのだと思います。</p> <p>質問：今回は問題提起だけなのか。その先へ実行あるものとして進める場合は、第三者組織がどうあるべきか、外部の組織にネゴを掛けないと、ただの提案だけになってしまいますよね。例えば、日本画像認識協会が第三者組織になりますと宣言する場合、関係官庁と調整する必要がありますよね。どうするかというところまでやっておかないと、ただの問題提起だけで終わってしまうのでは。</p> <p>意見：原子力のケースだと、違う視点で第三組織を作ってチェックしていたが、今は国民の方からは、お手盛りの仕組みだったと指摘を受けて、後で問題になった時、この体制もお手盛りの形だったと、糾弾を受ける可能性がある。</p> <p>瀬戸：今回のところは、ここは、認定個人情報保護団体を提案しています。</p> <p>質問：そこの団体と話しをする予定はありますか。</p> <p>瀬戸：今はフレームワークを示している段階です。まだこれからの話だと思います。</p> <p>質問：どこかで話しをしなくてはいけないので、話す予定はありますか。デザインだけの話しになるのか、それとも実行していく形になるのですか</p> <p>瀬戸：もちろん実行していく方向ですが、今はデザインの段階。今年度はグランドデザイン。来年度で実証評価。それから消費者、ベンダー、行政機関から意見をいただいて、どうするか。</p> <p>意見：多分、改定個人情報保護法が施行されて、ガイドラインがもう少し後に作られて、個人情報保護委員会が大筋の仕組みを示し、それぞれの業界団体ごとに、細かいガイドラインが作られるので、この委員会がかなり先に行っているのだと思います。</p> <p>瀬戸：重要な所で、PIA は本当に役に立つのかの話がありますが、日本でも特定個人情報保護評価など実施されてもいます。また、大学でも有効性の評価をして論文とかにもしています。行政機関で、PIA を実施して、本当に納得していただかないといけないと思っています。</p> <p>意見：お金を掛けて PIA をやったが、本当に効果が出たのかという意見はありますよね。</p> <p>瀬戸：アメリカの場合は効果よりも PIA を説明責任に使っている。データを FBI とか CIA に回しているのだから、アメリカの PIA はあてにはならない。ヨーロッパに対しての見せかけだったりするので、実行性が本当にあるかわからない。日本でやる場合は、本当に実行性がある物に、しなくてはならない。コストが掛かる分、実行性のある物にしなくてはならない。私は、実行性があると思っているが、皆様方にも認めていただかなくてはと思っています。PIA</p>

No	議事詳細
	<p>評価チームは海外では、コンサルが対応している。日本では、コンサルがやるのは難しいと思います。A社の設計ノウハウがB社に漏れる恐れがあり、問題があります。だからとりあえず皆さんが集まって、1回実証する必要があります。</p> <p>意見：デファクトになれば、ついてくるので。</p> <p>意見：日本人は、ついてくるとは思います。</p> <p>瀬戸：PIA マニュアルは出来ています。防犯カメラ用はまだですが。</p> <p>意見：ISMS とかぶる面もありますね。</p> <p>瀬戸：上手くかぶらないように実施する必要があります。</p> <p>意見：P マークと ISMS の時にかぶりましたよね。</p> <p>瀬戸：是非このマニュアルで実証実験をやらしていただきたい。</p> <p>質問：評価基準は空白になっているが、評価基準と評価項目は対応させておかないといけないのでは。</p> <p>質問：何か数字がないといけないのではないですか。メジャーメントと実態がどうであるかが。</p> <p>質問：この基準を守りなさいというものなのか、あくまでもガイドラインのイメージなのか、どちらになりますか。</p> <p>瀬戸：基準は、別のところにあり、例えば、個人情報保護法とか百貨店協会のガイドラインとかのコンプライアンス事項を記載する。案件ごとに違ってくる。</p> <p>質問：ISO9000 のイメージと同じですかね。</p> <p>瀬戸：簡易評価と詳細評価があるが、詳細評価は案件ごとに法律とかガイドラインを持ってきて、評価シートを作る感じですね。ISO31000 ベースで行うとマニュアルには書いてある。PIA は評価基準から自分達で作らなさいというところから始まる。組織、対象によって規則が違うから。ただ、自分達で作らなさいと言っても、防犯カメラだと認定個人情報保護団体のような所で こういう要件は、上げなくてはならないですよというガイドラインを出す必要がある。</p> <p>質問：揚げ足を取るようですが、逆に仮にこのルールがなくても、業界の規則等を全て守っていれば、問題は起きないのですから。</p> <p>瀬戸：このフレームワークは、国際基準で決まっている。その国の法律や規則を持ってきて良い。</p> <p>質問：8原則は削れないのですか。</p> <p>瀬戸：現状では11原則ですね。ベースとなります。</p> <p>質問：各国である程度同じものを使わなくて、整合性がずれてこないのですか。整合性は、どこかでチェックされたりはしているのですか。</p> <p>瀬戸：やり方（フレームワークは国際基準）は整合性を取らなくてはいけません。中身については、社会制度、法体系が違うので、内容は変わってくる。</p> <p>質問：国ごとに違ってくるのですか。難しいですね。</p> <p>質問：項目は一緒に、中身の文言が違ってくる感じですか。</p>

No	議事詳細
	<p>瀬戸：はい、先程の体制図と評価組織がどのような能力を持っていないかになります。先程、詳細とか簡易とかでしたが、簡易の場合、業界によっては、業態がほとんど同じケースがあるので、業界ごとに、テンプレートを作ることも出来ます。まずは1回実証してみたらどうでしょうかね。</p> <p>意見：やってみないとわからないですね。</p> <p>瀬戸：問題提起ですが、防犯カメラと言っているが、多目的カメラとかネーミングを変える必要があるのではないかと考えているのと、もう一つは、多目的カメラは、カメラの設置条件（法的範囲内で）ではなくて、データの利用方法の部分をどうするかを考えなくてはいけない。残念ながら、今この観点で責任を持って対応出来る組織は、今のところないのではないかと考えています。日防設では、防犯カメラが組織活動のスコープとなっていると先回 から意見がありました。したがって、日本画像認識協会が中心になって進めるしかないのかと思っています。</p> <p>進める為のポイントは、安全安心の都市の構築と市民の手でプライバシー保護をしなくてはいけないのと、日本の産業のグローバル展開と成長戦略が入っているのかと思っています。技術検討をすると色んな事が全部出来るし、法律も国が整備してくれて、データ解析もできるようになってきているので、あとは、踏み外すのが怖いかもしれませんが、勇気をもって実行していくことだと思いますが、PIA はグローバルスタンダードなので、免罪符になるのではと思います。PIA をベンダーさんも武器にしていきたいと思います。</p> <p>大学で出来るのは、フレームワークと要素技術までですので、次年度は、今年度の成果を実証したい。あとオリンピック委員会との連携が持っていけないかと思っています。是非、企業でオープンになっている情報があれば、このWG に情報提供していただきたい。もし個別に相談事項があれば、個別に対応いたします。</p> <p>次の3月の集まりで、今までの成果物を総括して見ていただくのと、議題の話題提供をお待ちしています。</p>
5	<p>◆ 次回の委員会予定（瀬戸）</p> <p>日時：3月3日（木） 15時～17時</p> <p>場所：産業技術大学院大学会議室もしくは別の場所</p> <p>内容の詳細、事前資料は、後日 ML にて連絡。</p>

以上